

2011年10月

お客様各位

株式会社 新生銀行

投資信託 特定口座「みなし廃止」のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定口座制度では、特定口座でお預かりしている投資信託の残高がなくなった日または特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過した日の属する年の12月31日までの間に、特定口座でのお取引や上場株式等の配当等のお受入等がなかった場合は、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項にもとづき、その年の翌年の1月1日に「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、特定口座を廃止する（以下、「みなし廃止」といいます。）こととなっております。当行は、当制度に従い、該当する特定口座について、2012年1月1日に「みなし廃止」の手続きをとらせていただきます。

2012年1月1日をもって「みなし廃止」とさせていただいたお客様へは、2011年分の「特定口座年間取引報告書」の適用欄に特定口座廃止の旨を記載した上で、お届けのご住所に送付させていただきます（2012年1月送付予定）ので、内容をご確認下さい。

2009年中に投資信託の残高がなくなり、以降今年末（2011年12月末）までに特定口座でのお取引や上場株式等の配当等のお受入等のご予定のないお客様で、特定口座でのお取引を引き続きご希望される方は、2011年12月15日までに当行所定の様式による特定口座取引継続届出書をご提出ください。

なお、お客様が「みなし廃止」となった特定口座について再度開設をご希望される場合には、当行所定の様式による「特定口座開設届出書」および「本人確認書類」をご提出いただく必要があります。また、特定口座の再開には時間を要する場合がございますのでご留意下さい。

資料のご請求、お客様の特定口座の残高等につきましてご不明な点は、新生パワーコールまでお問合せ下さい。

新生パワーコール：0120-456-007

（投資信託については受付時間8：00～25：00）

以上